

令和2年度第1回ひたちなか市子ども・子育て審議会

議事1 特定地域型保育事業の確認に係る利用定員（案）について

小規模保育所の利用定員（案）について

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
高野いろは保育所	3	8	8				19

令和2年12月1日に開所予定の「高野いろは保育所」の利用定員について、特に需要の多い1歳児を最大限受入れするために8人で設定するとともに、進級後の2歳児の人数を同程度確保するため、0歳児が3人、1歳児が8人、2歳児が8人、合計19人で設定しようとするものです。

なお、小規模保育所は0歳から2歳児までを対象とし利用定員の上限は19名とすることが関係法令で規定されております。

【補足説明】

認可保育所や幼稚園、小規模保育等公的給付により運営される施設の定員については、子ども・子育て支援法により、子ども・子育て審議会から意見を聴取することとされています。

「高野いろは保育所」については、将来の保育需要に基づく受け皿確保の計画として当審議会にも諮問して策定した「第2期ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画」において、本年度中に開設することが掲げられております。

<参考>

○ひたちなか市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認要綱

第2条 略

- 3 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○市内認可保育所の定員数

	時点	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
変更前	令和2年4月1日	218	423	506	554	587	607	2,895
変更後	令和2年12月1日（案）	221	431	514	554	587	607	2,914

○名称について

名称は、所在地の地名「高野」と物事の始まりを意味する「いろは」を組み合わせたもので、子どもの初めての体験を大切に育み、輝きに満ちた新しい一歩を踏み出せるようにという願いが込められています。